

米国の関税措置に関する 各府省における情報提供・相談対応や プッシュ型の取組状況について

米国の関税措置に関する各府省における情報提供・相談対応やプッシュ型の取組状況について、内閣官房において取りまとめたところ、次のとおり。（5月23日時点）

令和7年5月27日

内閣官房

米国の関税措置に関する総合対策本部事務局

内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生本部事務局）におけるプッシュ型の取組について

- 5月9日時点で、当事務局に対して米国関税措置を受けた緊急対応に関する特段の相談は寄せられていないが、引き続き機を捉えて「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」に関するプッシュ型の情報提供を行っていく。

新地創本部事務局における情報提供・相談対応やプッシュ型の取組状況について

5月8日（木） 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局が運用する「地方創生ホットライン」を用いて、全国の47都道府県及び1,718市町村並びに23特別区の地方創生担当部局（※）に対して、「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」を取りまとめた旨を情報提供し、政府の対策がお困りの皆様に届くよう協力を依頼。

※ 地方公共団体における地方創生担当部局は、首長直下の企画部門が多い。

今後の対応 引き続き、政府の対策の打ち出しの際には、随時「地方創生ホットライン」を活用したプッシュ型の情報提供及び相談対応を実施。

○掲載媒体

- ・ Yahoo!バナー広告

○掲載内容

- ・ 低所得者向け給付金の進捗状況
- ・ 重点支援交付金による地域の実情に応じた対応の取組例

政府広報のバナー広告



内閣府

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 経済財政政策 > 経済対策の進捗状況 > 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日)の進捗状況 > 主要な物価高対応

総理からのメッセージ

物価高対応、私が説明します。

前半動画はこちら(政府広報オンライン) ▶

物価高対応、私が説明します。

後半動画はこちら(政府広報オンライン) ▶

内閣府・地方創生推進室のHPに事例を紹介するページを開設

各種施策

低所得世帯向け給付金

住民税非課税世帯について3万円/世帯+子ども1人あたり2万円
5月にはほぼ全自治体で支給開始予定
・詳しくはこちら(低所得世帯向け給付金)

地域の実情に応じた対応

重点支援地方交付金6,000億円
地方自治体が、地域の実情に応じて、様々な物価高対策に取り組むことができるよう交付金を交付

- ・子育て世帯への支援
- ・食料品価格高騰への支援
- ・光熱費等の高騰への支援
- ・都道府県及び市区町村の交付限度額(PDF形式:392KB)

低所得世帯向けの給付金
— 3万円給付・こども加算 —

① 給付金の概要

- ・ **住民税非課税世帯**には、一世帯当たり **3万円** を目安に給付
- ・ 住民税非課税世帯の**子育て世帯**には、子ども一人当たり **2万円** を加算して給付

特に物価高の影響を受ける所得の低い方々に対し、迅速に支援をお届けします。

② 給付の進捗状況

- ・ **5月までにほぼすべての市区町村において給付開始予定**

各市区町村の給付の進捗状況は、**こちら**

※(給付開始は、事業実施により対象世帯へ支援が開始された時期。)

【お問い合わせ先】
○制度の概要について 内閣府地方創生推進室 03-5253-2111 ○お住いの自治体の取組について お住いの自治体窓口へお問い合わせください

【お問い合わせ先】
○制度の概要について 内閣府地方創生推進室 03-5253-2111 ○お住いの自治体の取組について お住いの自治体窓口へお問い合わせください

【お問い合わせ先】
○制度の概要について 内閣府地方創生推進室 03-5253-2111 ○お住いの自治体の取組について お住いの自治体窓口へお問い合わせください

安定的な資産形成に向けた顧客対応に係る要請

- 金融資本市場において、世界的にも不安定な動きが見られたところ、個人投資家においては、安定的な資産形成に向けて、長期・積立・分散投資の重要性を考慮し、冷静に投資判断を行うことが重要であることを踏まえ、業界団体等を通じて金融機関に対し、情報発信・積極的なアプローチ、相談態勢の整備等、丁寧な顧客対応を要請（4月11日）。

金融機関を通じた事業者等への影響調査

- 金融機関への調査により、米国の関税措置に伴う影響を確認。（調査報告時点：令和7年4月11日、調査対象：民間金融機関320先）
- 調査の結果、足元では、事業者の資金繰りや地域経済への具体的な影響はまだあまり見えていない中で、今後の影響を懸念する声が一定程度寄せられていることや、多くの金融機関が相談窓口の設置や特別融資枠の取扱いといった取組を開始していることを確認。

「大臣談話」に基づく事業者支援対応

- 4月22日、「米国の関税措置に伴う影響を踏まえた対応について」（加藤財務大臣兼金融担当大臣談話）を発出・公表。これに基づき、金融庁として、財務省等と連携して以下(1)～(3)の施策を実施。
 - (1) 相談窓口の設置・運営等も通じて事業者の業況や資金需要を積極的に把握するとともに、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底するよう金融機関に要請
 - (2) 金融機関における貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表の頻度を強化
 - (3) 「米国の関税措置に伴う影響に関する金融庁相談ダイヤル」を設置

金融機関や顧客企業への周知

- 金融庁ウェブサイトにおいて、米国関税措置に関する専用ページを開設し、関連情報を一元化して発信。
- 「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」及び「大臣談話」について、現場での周知徹底や顧客企業に対する適切な情報提供を行うよう、金融機関に対して依頼。

総務省における情報提供・相談対応やプッシュ型の取組状況 (令和7年5月23日現在)

- 米国関税措置による情報通信産業への影響について、情報通信機器関係企業等へのヒアリングを実施。
- また、各地方総合通信局等に特別相談窓口を設置し、情報通信分野における企業のニーズ把握に努める。
- 総務省ホームページ等で国等の相談窓口を紹介するとともに、本省及び行政相談センターで相談を受付。

① 情報通信産業界へのヒアリングの実施

- 米国の関税措置による影響について、4月8日以降、情報通信機器関係企業14社へ聞き取りを実施。
- 多くの企業で、関税率・開始時期につき流動的な状況に対し、対応に苦慮している様子。
第三国から米国への輸出も一部企業で存在し、サプライチェーン多様化を含めた議論が必要になるとの意見があった。
- 米国の関税措置への対応として、最終製品の売価への転嫁（輸出価格の維持）を検討している企業もあるが、最終価格の上昇による売上減が懸念されている。
また、売価への転嫁は難しいと考えている企業もあり、自社の負担（輸出価格の値下げ）での対応を検討している企業もある。

② 各地方総合通信局等への特別相談窓口の設置

- 情報通信分野における企業の皆様からのご相談に対応するため、「米国関税措置に伴う情報通信分野特別相談窓口」を各地方総合通信局等に設置（5月9日）。

③ 国等の相談窓口の紹介、本省及び行政相談センターでの相談の受付

- 総務省ホームページや国・地方共通相談チャットボット（Govbot）を通じて、国等の相談窓口を紹介。
- 米国の関税措置について、ご意見・ご相談が計58件寄せられている（4月1日～5月21日）。

外務省の取組状況

1. 在外公館等を通じた情報提供・相談対応等の取組状況

- ◆ 外務省は、本省内に「**日米経済協議対策本部**」を設置し、**総理指示等**を踏まえ、**米国の関税措置**による**海外の日系企業に対する影響**を把握するとともに、**在外公館等**を通じて、**情報提供・相談対応**を実施。
- ◆ これまでに確認・報告されている**300件以上**の対応において、日系企業の主な声は以下のとおり。
 - 関税措置による影響を精査中であるも、措置が長期化した場合のサプライチェーン等への大幅な影響を懸念。【北米】
 - 現状では、米国の関税措置による影響を見極めている段階であり、具体的対応は現段階では限定的。【アジア】
 - 地域的・世界的な景気悪化、原材料コスト上昇、株価・為替変動による悪影響等、間接的な影響を懸念。【アジア】
 - 駆け込み需要や納期前倒しの要求に対応している。また、関税増分のコストを価格転嫁する交渉、生産体制の見直しや販売先の多角化など、事業戦略の見直し等の動きもある。【アジア】
 - 直接的影響は限定的であるも、競合他社との競争激化、景気悪化、価格転嫁による競争力低下等を懸念。【欧州】

2. 外務大臣・政務二役による外国訪問の際の日系企業との意見交換

- ◆ **岩屋外務大臣・政務二役による外国訪問**の機会を捉え、**現地日系企業関係者との意見交換**を実施。
(例) 岩屋外務大臣のバチカン市国、米国（NY）、セネガル、サウジアラビア及びフランス訪問（4月25日～5月4日）
 - 岩屋大臣は、ニューヨークやパリにおいて、現地の日系企業関係者と、一連の米国の関税措置を含め、日系企業の現状や直面している課題等について意見交換を実施。

● 財務局・政府系金融機関による企業ヒアリング

- 米国関税措置の影響に関する財務局及び政府系金融機関による企業ヒアリングを実施。
(令和7年4月22日公表。4月25日米国の関税措置に関する総合対策本部(第3回)資料4に掲載。)

● 「大臣談話」に基づく対応(金融庁等と連携)

- 4月22日、「米国の関税措置に伴う影響を踏まえた対応について」(加藤財務大臣兼金融担当大臣談話)を発出・公表。

(1) 金融機関に対する要請

- 今般の米国の関税措置に伴う影響を受ける中小企業・小規模事業者をはじめとする事業者の資金繰りに重大な支障を来すことがないよう、相談窓口の設置・運営等も通じて事業者の業況や資金需要を積極的に把握するとともに、既往債務に係る返済猶予や条件変更等を含めて、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底することについて、金融機関に対して要請。
- 特に政府系金融機関に対しては、特別相談窓口等を通じ、対象要件が緩和されたセーフティネット貸付の活用を積極的に提案するなど、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底することを要請。

(2) 金融機関における貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表の頻度の強化

- 金融機関による資金繰り支援の状況をモニタリングするとともに、その状況を着実に周知すべく、今後、貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表の頻度を強化。(銀行・政府系金融機関：6か月毎→1か月毎、協同組織金融機関：6か月毎→3か月毎)

(3) 「米国の関税措置に伴う影響に関する金融庁相談ダイヤル」の設置

- 4月28日、金融庁に専用の相談ダイヤルを設置し、今後の資金繰りへの不安に関する相談等を幅広く受け付け。

● 酒類業者に対する対応(国税庁)

- 国税庁及び全国の国税局所にて、米国への輸出に取り組む全国の酒類業者にヒアリングを実施したほか、酒類業者から寄せられる相談に随時、きめ細かく対応(原料米価格高騰で苦しんでいるときに追い打ちとなるため、影響が大きいとの声あり。)
- 売上に占める対米輸出割合が高い業者もあり、経営状況を注視。
- 資金繰り支援について業界団体を通じ政策金融の周知広報を実施したほか、下記施策を順次実施予定。
 - 高付加価値化・効率化支援のための補助金の活用。
 - 輸出先多角化に向けた、現地進出支援。

取組の概要

- 文部科学省においては、「米国の関税措置に関する総合対策本部」における総理指示等を踏まえ、関係者との意見交換などを行いながら、米国の関税措置の所管分野への影響について把握・精査を行っている。
- あわせて、「海外留学情報サイト」（独立行政法人日本学生支援機構）等において、関税措置により影響を受ける可能性がある日本人も含め、海外留学を予定されている方等に対して留学のための奨学金について情報提供・問合せ対応を行っている。

（参考）「米国の関税措置に関する総合対策本部」（第2回）における総理指示

第1に、昨日の相互関税の一部停止措置を含め、一連の関税措置の内容を精査し、影響を十分に分析すること。

第2に、林官房長官及び赤澤大臣を中心に関係府省が緊密に協力し、合衆国政府に対し、措置の見直しを強く求めるなどの取組を進めること。

第3に、関税措置による国内産業への影響を勘案し、資金繰り支援など必要な支援に、万全を期すこと。

所管分野への主な影響

1. 教育、科学技術・イノベーション関係

- 第三国の原材料を米国が輸入し加工した製品を日本が輸入する場合等に、関税の影響による輸入品の価格高騰を通じた教材費、研究開発費等への影響が懸念される。
- 米国に渡航した学生や研究者が学習や教育研究活動等を実施するに当たり、関税措置の対象となった物品（学習や教育研究活動に必要な器具や化学薬品、生活必需品等）を購入する場合、関税が価格転嫁された金額で購入することになるため、現地での学習や教育研究活動等の継続に支障が生じることが懸念される。

2. 文化、スポーツ関係

- ゲーム機等の輸出品価格の高騰が見込まれるとともに、米国における物価高騰によりクリエイター・アーティストの海外公演等に当たって支障が出る懸念があるため、経済産業省と連携して注視する必要がある。※大統領発言を踏まえ、映画分野も注視。
- 仮に自動車産業など地域経済の柱となる産業が大きな影響を受けた場合、今後国内で開催される競技大会等に何らかの影響が生じる懸念がある。

問合せ対応

留学のための奨学金

- 関税措置により影響を受ける可能性がある日本人も含め、海外留学を予定されている方等に対して、留学のための奨学金について情報提供・問合せ対応を行っている。



米国関税措置に対する情報提供・相談対応やプッシュ型の取組状況について

【全体】厚生労働省ホームページに米国の関税措置に関するページを開設し、国やハローワーク等の相談窓口を紹介。

【医薬品・医療機器関係】医薬品関係の相談窓口を設置したほか、業界との意見交換等のプッシュ型の影響把握を実施。

【雇用関係】都道府県労働局に対して、全国会議（4／10開催）や政府の総合対策本部決定を踏まえた局長通達（4／25発出）を通じて、情報収集、雇用維持等に係る相談・支援について指示。

医薬品・医療機器関係

<相談窓口について>

- ・ 4月24日、米国関税措置に関する医薬品業界からの相談を受け付けるため、医政局医薬産業振興・医療情報企画課に相談窓口を設置。

<プッシュ型の影響把握について>

- ・ これまでに、政務や事務方による業界との意見交換や、企業からの情報収集を実施。
- ・ 医薬品業界からは、関税が賦課された場合、3つのルート（①日本から米国への直接的な輸出、②日本から他国を介した輸出、③原薬・中間体の価格高騰による米国からの製品輸入）で影響を受けるとの意見があった。
- ・ 医療機器業界からは、米国事業の損益悪化といった短期的影響に加え、部材コスト上昇や買い替えの延期といった中長期的影響が懸念されるとの意見があった。

雇用関係

<相談窓口について>

- ・ 都道府県労働局、ハローワーク等において相談を受け付け。
- ・ 雇用維持のために活用できる雇用調整助成金については、都道府県労働局の助成金相談センター等において、制度に関する問い合わせを含め、相談対応を実施。（5月16日時点84件）

<プッシュ型の状況把握について>

- ・ 各都道府県労働局に対して、米国の関税措置を踏まえた自動車産業を始めとする国内の各産業における対応や、それに伴う雇用への影響について、ヒアリング等による情報収集を指示。（5月16日時点1248件）
- ・ 先行きを懸念しているとの声が多くある一方、少数ではあるが、休業等雇用調整に関する声も把握された。

情報提供・相談対応・プッシュ型の取組状況

- 「農林水産物・食品分野に係る米国の関税措置対策チーム」において、
 - ① 輸出に取り組む事業者、生産者、輸出品目団体等から聴取りを実施
 - ② 農林水産物・食品の特別相談窓口を設置(4月8日)し、随時対応
 - ③ ホームページ等で、聴取り結果等を踏まえた影響分析や関連施策の情報を発信
- 影響を受ける農林漁業者・食品事業者等に対して、輸出向けの生産転換や販路確保等を支援する補助金の優先採択等を措置。事業要領等の改正やゼロ等[※]に要請を行い、複数の事業の公募を開始

① 聴取りで得られた声 (5月21日時点で、のべ478件の聴取りを実施)

- ・ 現地の顧客から**注文のキャンセル**の連絡があった(一部の品目)
- ・ 米国の景気が悪化すれば、**販売量への悪影響が生じる懸念**(複数の品目)
- ・ 取引によっては、**品質格差により、差別化**が図られている場合もある
- ・ **米国以外への輸出拡大を検討**する
- ・ **航空便で輸送する生鮮品**の一部の業者間取引で、**関税の価格転嫁の動き**がみられる

② 特別相談窓口での相談対応

- ・ 本省・地方農政局、ゼロ等[※]において農林水産物・食品の相談を累計83件対応(5月21日時点)
- ・ 関税措置の内容に関する問合せが多い

③ 関連施策の情報発信

- ・ 農林漁業者、食品産業等の**事業者向けパンフレット**を作成
- ・ 農林水産省ホームページや輸出品目団体等を通じて、事業者[※]に周知



<輸出関連予算による優先採択等>

- ・ **輸出向けの生産転換や販路確保等を支援**する補助金において、影響を受ける農林漁業者・食品事業者等を優先的に採択することとし、順次**公募を実施**
 - ✓ 輸出品目団体が業界全体の輸出力強化に向けて行う取組の支援(4/25～公募)
 - ✓ 国際的に通用する認証の新規取得の支援(5/9～公募)
 - ✓ 食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援(5/7～公募)
- ・ **ゼロ[※]が行う新規商流開拓・構築支援の優先採択等の対応、輸出支援プラットフォーム**に影響を受ける事業者への支援に係る事業の優先・前倒し実施を4月25日に要請
 - ✓ ゼロ[※]に対して、海外見本市事業等の公募時における優先採択、専門家による伴走支援サービス利用時における優遇措置を講ずるよう要請
 - ✓ 米国プラットフォームに対して日本産食品普及啓発のための取組、シンガポール、タイ及びEUプラットフォームに対して米国への輸出が多い品目(水産物、牛肉等)の輸出先の開拓に向けた取組の優先・前倒し実施を要請

情報提供・相談対応等の取組状況

- 約1,000カ所の相談窓口への問い合わせは計3,167件（5/23時点）。相談内容は、引き続き関税措置の内容確認が中心だが、足下では資金繰りに関する相談も若干増加。
- 関税措置に関する正確な情報等への要望が大きいため、“ワンストップ窓口”となる特設サイトを開設。また、全国の相談窓口の情報を、地方紙等に政府広報として掲載。（4/25以降順次実施）
- 資金繰り支援として、セーフティネット貸付の利用要件緩和を実施。また、中小企業の設備投資などを支援する「新事業進出補助金」（4/22公募開始）と「ものづくり補助金」（4/25公募開始）について、関税の影響を受けた事業者に対する優先採択（審査上の加点）を開始。

相談窓口における対応

設置機関	窓口数	相談件数
日本貿易振興機構 (JETRO)	126	1935
日本政策金融公庫	219	544
信用保証協会	51	289
商工会議所	515	103
商工会連合会	47	77
よろず支援拠点	47	70
日本貿易保険 (NEXI)	2	61
地方経済産業局	9	20
その他	165	68
合計	1181	3167

広報の進捗状況

○地方紙などにおける新聞広告

4月中に、全国紙・ブロック紙・地方紙の合計73紙で、相談窓口についての広告を掲載。

✓ 4/25（金）

京都新聞、神戸新聞、奈良新聞

✓ 4/28（月）

朝日新聞、日本経済新聞、北海道新聞、東京新聞 等

✓ 4/29（火・祝）

荘内日報、紀伊民報

✓ 4/30（水）

毎日新聞、読売新聞、産経新聞、中日新聞、西日本新聞 等

支援策の進捗状況

○セーフティネット貸付

・利用要件緩和→実施済

※今後の状況をよく見極めた上で、金利引下げ措置の対象拡大についても、5月以降適切なタイミングからの実施を検討。

○新事業進出補助金 → 4/22公募開始

※既存基金を活用 予算1,500億円

・補助上限額：最大9,000万円
（従業員規模等により異なる）

・補助率：1/2

○ものづくり補助金 → 4/25公募開始

※令和6年度補正予算3,400億円の内数

・補助上限額：最大4,000万円

（従業員規模等により異なる）

・補助率：中小企業 1/2、小規模事業者等 2/3

企業・団体(43団体)を通じ、米国による関税措置の影響に関するアンケートを4月4日付で実施。

- 現時点で事業への顕著な影響や混乱は認められないものの、関税措置による需要動向の変化により、中長期的に事業に影響を受けるおそれ。
- 米国への輸送や部品調達等を通じて米国での事業を展開する企業は、今後のコスト増等の影響を懸念等の声を聞き取り。

国交省HPに相談窓口を設置。米国の対応状況を踏まえ、今後必要に応じ、事業者の状況を把握していく。

海事

- 海運分野では、現時点で顕著な影響や混乱は認められないが、将来的に貨物輸送需要が減少するおそれがあり、今後の需要動向等について引き続き注視が必要
- 船外機の過半が米国向けに輸出。関税の影響によるコスト増・売上高減少のおそれ
- この他、自動車運搬船やLNG船への新たな措置(通商法301条)により米国発着輸送量等に影響の可能性

建設

- 経済悪化や製造業による米国投資拡大(米国内生産強化)に伴う国内設備投資の縮小、建設コストや為替変動による影響等を懸念

通運・倉庫

- 現時点では、国内物流や倉庫業等に対する影響は限定的
- 将来的に国内における原材料等の流通量が減少に転じるおそれ

航空

- 貨物輸送需要(特に、日本発・米国向け需要、アジア発・成田経由・米国向け需要)が大幅に減少する可能性あり
- 機材・航空機部品の調達コストの上昇が、航空会社の経営に悪影響を及ぼす懸念
- 現時点では、旅客事業への影響は限定的。将来的な世界経済の停滞・混乱による旅客需要の減少を懸念

住宅

- 米国で事業を展開するハウスメーカーは、米国外から輸入している資材・建材について、現地ビルダーと同様に関税の影響を受ける可能性

鉄道・鉄道車両

- 車両メーカーにおいては、サプライチェーンの混乱や、米国案件で米国外から輸入する部品がある場合はコスト増のおそれといった影響を注視
- 国内の鉄道関連企業への現時点での影響は限定的

その他(港湾、上下水、気象、観光、建設機械)

- 現時点で大きな影響はないが、間接的な影響が中期的にあらわれるおそれ
- クレーンメーカーについては、北米事業における採算面・競合面への懸念
- 建設機械リース業では、関税の影響で建設機械の需要面のみならず供給不安定についても懸念

環境省における国内対応の状況

これまでの取組

- 環境省が所管する、廃棄物処理業、動物取扱業、フロン再生・破壊業の業界団体・企業等に**ヒアリングを実施**。（4月中旬～）
- 「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」を、**所管業界団体・企業等に周知**。（4/25）
- パッケージのPR資料（チラシ）を、全国の**地方支分部局にて掲示・配布**。（5/8）

所管分野における影響

- ヒアリング等の結果、環境省の所管分野においては、米国関税措置の**影響は確認されていない**。

今後の対応

- 引き続き、所管分野や関連業界における影響を把握し、事業者からの相談があれば対応を検討する。
- パッケージに盛り込まれた、**国内消費喚起策**の柔軟かつ早期の執行や、**国内におけるGX投資の促進**に取り組む。

チラシの掲示・配布状況

左から、釧路自然環境事務所、
福島地方環境事務所、
近畿地方環境事務所、
中国四国地方環境事務所

全国12カ所の事務所にて資料
を掲示・配布



米国の関税措置に関する防衛省の対応について

防衛省



防衛省における情報提供・相談対応やプッシュ型の取組状況について

サイト内の特別相談窓口

- 防衛装備庁に**特別相談窓口**を設置。これまでに、既契約案件における関税措置による影響等に関する相談等を受けている。

(HP : https://www.mod.go.jp/atla/us_tariff_meas.html)

- 防衛関連企業主要15社に対してヒアリングを実施。
- 工業会を通じて、関税措置の影響の有無や防衛省への要望事項などのアンケートを実施中。(回答企業数52社(5/23時点))
- 海外の事業者や商社に対してもヒアリング又はアンケートを実施中。

【上記4項目における企業からの回答例】

今後の動向を注視する必要があるが、第三国の部品等を使用した米国サプライヤーからの輸入品について、価格上昇や納期遅延等を懸念。

- こうした取組に加え、防衛関連企業に対し、最新設備の導入等を進める制度や防衛産業向けの長期資金の融資制度である装備品製造等基盤強化資金を**積極的に周知**。

米国の関税措置を受けた影響に関する特別相談窓口

米国の関税措置を受けて、特別相談窓口を設置します

我が国の防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのものであり、装備品の生産・維持整備にとって必要不可欠な基盤です。

防衛装備庁は、米国の関税措置を受けて、防衛産業が現在影響を受けていることや今後影響を受ける可能性のあること等に対する特別相談窓口を設置します。

防衛産業は、防衛省と直接の契約関係にある企業（プライム企業）と、プライム企業と契約している中小企業を中心とした幅広いサプライヤーから構成されています。防衛装備庁としては、関税措置による防衛産業への影響を十分に精査し、関係省庁と協力・連携の上、しっかりと取り組んで参ります。

具体的な問い合わせ先は、以下のとおりです。

特別相談窓口

防衛装備庁 装備政策部 装備政策課 防衛産業政策室
担当者：竹内、土屋
電話：03-3268-3111（内線：21088、21039）
メール：industrialpolicy@atla.mod.go.jp

周知ポスター

オランダ

制度を初めてお聞きになる方に

【付録】オランダとキミシカのお便利コーナー（よくあるご質問）

装備品等の安定的な製造等の確保のための事業計画の認定を受けることで、必要な経費が国から支払われる制度のご紹介

～防衛生産基盤強化法に基づく基盤強化措置を、より多くのサプライヤーの方にご理解いただくために～